

平成二十五年二月八日受領
答 弁 第 二 号

内閣衆質一八三第二号

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員石川知裕君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石川知裕君提出竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問に対する答弁書

一について

平成二十四年八月十日に李明博大韓民国大統領が竹島に上陸したことは、竹島が歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であるという我が国の立場と相容れず、到底受け入れられないものである。

二、三、五、七及び十一について

竹島問題に関する我が国の方針は一貫しており、政府としては、引き続き、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、有効な方策について、「竹島の日」に係る方策などの御指摘のような方策を含め、不断に検討していく考えである。

四、六、八及び十について

平成二十四年八月十日に李明博大韓民国大統領が竹島に上陸したことの背景については、外務省として種々の分析を行っているが、個々の分析の詳細をお答えすることは、同省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたい。

九について

安倍内閣としては、海洋政策・領土問題担当大臣を置くとともに、今般、竹島に関する国民世論を含め我が国の領土・主権に関する国民世論の啓発等に係る企画及び立案並びに総合調整を行うため、内閣官房に領土・主権対策企画調整室を設置したところである。